

**重点目標1 協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり**

**1-③ 地域の課題解決力を高める経営支援の強化**

**【重点事業】**

改正社会福祉法では、社会福祉法人制度改革として、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組みを実施する責務を社会福祉法人に求めています。東京都でも、平成28年度から社会福祉法人等が制度改革に適切に対応できるよう、法人の自主的な取組みを促進する「社会福祉法人経営力強化事業」に取組んでいくこととしています。

これまで社会福祉法人は、福祉サービスの主たる担い手として、その拡充に大きな役割を果たし、地域における福祉サービス提供の拠点となってきました。また、そのサービスの提供を通して既存の制度では解決が難しいニーズを見つけ、それに対応した実践を行ってきました。一方で社会福祉法人が自らそのような実践を可視化し、地域社会にあるニーズの解決策として情報発信することは、十分には取組めてきませんでした。さらに、社会福祉法人はこれまでの取組みをさらに広げつつ、法人同士が連携するとともに、地域社会の中でさまざまな主体と協働して地域のニーズに対応する課題解決力を高めていくことを推進する役割を果たしていくことが期待されています。

地域においては、社会福祉法人制度改革に限らず、改正介護保険法や生活困窮者自立支援法などに対応した地域づくりが求められています。平成25～27年度の「東社協 第3期3か年計画」では、重点事業の一つとして「課題発見・解決志向型の地区社協整備促進事業」に取組み、区市町村社協の地域福祉コーディネーターが地区社協を活動基盤として小地域福祉活動の充実と活性化を図って地域の課題解決力を高める取組みを行ってきました。さらには、区市町村段階で社会福祉法人が積極的に連携して地域のニーズに基づいた地域公益活動に取組むためのネットワークづくりも徐々にすすんでおり、これら地域における取組みを結びつけていくことも今後は必要です。

さらに、安定的なサービス提供には、人材の安定的な確保と定着が不可欠です。そのため、重点事業2-①による事業所ごとのキャリアパスの構築に向けた経営基盤の強化が今後も重要となります。

こうした中、本事業では、これまで社会福祉法人による安定的なサービス提供に寄与してきた経営支援をさらに充実強化してすすめていきます。

**1 中期事業目標（平成30年度末にめざす姿）**

- (1) 地域社会において個々の社会福祉法人が安定的にサービスを提供していく体制を確保すべく、改正社会福祉法を円滑に遵守できる社会福祉法人の経営基盤の強化を支援する。
- (2) 社会福祉法人が捉えるニーズの可視化をすすめるとともに、社会福祉法人が区市町村社協と連携し地域に向けてその役割を積極的に果たすことを支援し、地域の課題を主体的に解決できる地域社会の実現をめざす。

**2 東社協の「基本的な役割」を発揮する視点**

- (1) 地域の福祉基盤を強固なものとするべく、法人、施設・事業所、団体への経営支援を強化するとともに、さらなる地域の課題に対応していくためのすそ野を広げる役割を担う。

**3 重点目標対象事業の中期における展開方策**

**(1) 経営支援事業**

中期事業目標	情報提供、相談、研修の実施等を通して社会福祉法人制度改革への適切な対応を支援するとともに、社会福祉法人・施設の運営全般、福祉サービスのさらなる向上を図る。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉施設経営相談事業の充実 ○法人運営や経営支援に関する書籍の発行の充実 ○社会福祉法人制度改革に対応した取組みの推進	—————▶	

◎所管部室：福祉部、◎充当財源：東京都補助金、会費収入等

**(2) 経営研修**

中期事業目標	各種研修をタイムリーに企画・実施し、制度改革に対応するとともに法人のコンプライアンスを強化する。また、キャリアパスに対応した人材育成や人事管理への支援を充実する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○会計研修・労務管理研修の実施 ○社会情勢やニーズに対応した研修をタイムリーに実施できる体制の確立 ○キャリアパス構築支援を軸にした研修体験の再編と実施（2-①に後掲）	—————▶	

◎所管部室：福祉部・研修室、◎充当財源：参加費収入

**(3) 制度動向に対応した区市町村社協活動方針の提起**

中期事業目標	区市町村社協活動方針検討委員会（仮称）を設置し、東京の福祉課題や施策の動向をふまえて、区市町村社協に求められる役割等に照らして、今後の取組みや活動方針を検討し、区市町村社協部会、事務局長会等を通じて発信していく。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○区市町村社協部会に専門委員会を設置 ○生活困窮者自立支援法、改正介護保険法、社会福祉法改正等をふまえた社協の今後の活動方針等の検討	○社協部会、研究協議会等での発信および推進	—————▶

◎所管部室：地域福祉部、◎充当財源：自主財源

**(4) 戦略的広報事業Ⅰ（身近な地域における社協、社会福祉法人、施設の情報発信）**

中期事業目標	身近な地域において社協、社会福祉法人、施設が自らの実践を積極的に発信することを支援し、地域のニーズの存在とその解決策を可視化して幅広い参加を促進する。		
中期実施計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	○福祉広報等で取材した記事を地域で二次利用すること を検討、推進	○法人、施設の情報発信促進ブックレットを発行	○区市町村社協による地域の法人、施設の取組みの情報発信への支援

◎所管部室：総務部、◎充当財源：自主財源、資料等頒布収入

